

墨田区職員定数条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

改 正 案	現 行
(職員の定数) 第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。 (1) 区長等の事務部局の職員 <u>1, 8 4 4人</u> (2) 幼稚園の園長及び教員 2 1人 合計 <u>1, 8 6 5人</u> 2・3 [略]	[同左] 第2条 [同左] (1) 区長等の事務部局の職員 <u>1, 8 5 9人</u> (2) 幼稚園の園長及び教員 2 1人 合計 <u>1, 8 8 0人</u> 2・3 [略]

付 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。